

## ○武蔵野美術大学外国短期留学に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学外国留学に関する規則(以下「外国留学規則」という。)に定める留学期間よりも短い期間に行う外国短期留学(以下「短期留学」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。

### (短期留学の定義)

第2条 この規則における「短期留学」とは、本学の指定する短期留学プログラムを受講する者が留学期間が3カ月未満の留学を行うものをいう。

### (短期留学の手続)

第3条 短期留学を希望する学生は、学長に願い出て許可を得なければならない。願い出にあたっては、「短期留学願」を留学開始日の1カ月前までに学長に提出するものとする。

### (短期留学の許可)

第4条 短期留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

### (短期留学終了の手続)

第5条 短期留学を終了した学生は、帰国の日から1カ月以内に、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 帰国届
- (2) 単位認定願
- (3) その他学長が必要と認める書類

### (修得単位の認定)

第6条 学長は、当該学部教授会の議を経て、学生が短期留学により履修した授業科目の修得単位のうち適当と認めたものについては、武蔵野美術大学学則第36条により同条第3項に定める単位数のうち在学期間を通じて合計12単位を上限として認定することができる。

2 外国留学規則第11条による単位の認定がある場合は、その単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、短期留学プログラムに関して必要な事項は別に定める。

附 則

(略)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。